

申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)

所得税・復興特別所得税の確定申告 町・県民税(住民税)の申告

平成27年分の所得税・復興特別所得税(所得税等)の確定申告と、平成28年度の町・県民税(住民税)の申告が始まります。申告期間は、2月16日(火)から3月15日(火)です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

所得税等の確定申告とは

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きをいいます。確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出します。

住民税の申告とは

前年の所得に対して翌年度課税される住民税の計算を行うために必要な申告です。申告書を賦課期日(1月1日)現在の住所地の市町村長に提出します。

※税務署へ確定申告書を提出する方や、収入が給与収入だけで勤務先から給与支払報告書が上里町に提出されている方(医療費控除などの控除の追加を行う方は除く)は、住民税の申告の必要はありません。

申告は必要?

下図を参考に確認してください。

スタート

平成28年1月1日現在、上里町に住んでいましたか?

いいえ
上里町に町・県民税(住民税)の申告をする必要はありません。(平成28年1月1日に住んでいた市区町村へ相談してください。)

平成27年1月1日から12月31日までに収入はありましたか? 収入がなかった方はAに、収入があった方は主な収入の種類によってB、C、Dにお進みください。

A. 収入がなかった方 (非課税所得のみの方を含みます)

親族が会社の年末調整であなたを扶養する申告をしていますか? または、確定申告であなたを扶養する申告をしますか?

いいえ

- はい
- 次のどれかに該当しますか?
- 国民健康保険に加入している
 - 介護保険に加入している
 - 後期高齢者医療保険に加入している
 - 国民年金免除申請を行う
 - 所得・課税・非課税証明書が必要である

いいえ

はい

①へ

③へ

D. 給与・年金所得以外の所得がある方 (事業・不動産・一時・雑所得等)

所得(収入から必要経費を差し引いた金額)の合計金額が、所得税の所得控除額の合計より多いですか?

いいえ

はい

①へ

②へ

B. 給与収入があった方

給与収入が2,000万円を超えますか?

はい

いいえ

②へ

給与以外に所得はありますか?

はい

いいえ

①へ

②へ

給与の全てについて年末調整は済んでいますか?

はい

いいえ

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか?

いいえ

はい

勤務先から町に給与支払報告書は提出されていますか?

いいえ

はい

①へ

③へ

②へ

C. 公的年金収入があった方

公的年金収入額は400万円以上ありますか?

はい

いいえ

②へ

公的年金以外の収入はありましたか?

はい

いいえ

①へ

③へ

公的年金以外の所得は20万円以下ですか?

はい

いいえ

②へ

扶養控除、医療費控除、社会保険料控除等の控除を追加しますか?

はい

いいえ

①へ

③へ

②へ

<判定結果> ※このフローチャートは一般的な例を示しています。

① 町・県民税(住民税)の申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。
② 確定申告が必要です	確定申告書を提出すれば、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。
③ 確定申告、町・県民税(住民税)の申告は必要ありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

会場・日時

■上里町役場での申告受付・相談

住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告相談を行います。混雑緩和のため受付地区を指定していますのでご協力をお願いします。受付整理番号札は、午前8時30分から配布します。なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできませんのでご了承ください。

会場	受付日	受付時間
上里町役場4階・大会議室	2月16日(火)から3月15日(火) ※平日のみ受付(ただし、3月6日(日)は午前の部のみ受付)	[午前の部] 午前9時～11時 [午後の部] 午後1時～4時

申告受付地区別日程表

日時	受付対象地区
2月 16日(火)	黛・金下
17日(水)	金上・内出・西金・金下東
18日(木)	勝一・勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
19日(金)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明
20日(土)	
21日(日)	
22日(月)	下郷・宮・上郷・久保・寺西・新堀・並木沖
23日(火)	東大御堂・西大御堂
24日(水)	田中・丹蔵石倉・岡・堀之内・東堤
25日(木)	横町・阿保町・長浜町
26日(金)	立野・立野南・久城
27日(土)	
28日(日)	
29日(月)	本郷一・本郷二・本郷三
3月 1日(火)	京塚
2日(水)	古新田
3日(木)	三田
4日(金)	三軒
5日(土)	
6日(日)	地区指定日に都合の悪い方【午前の部のみ】
7日(月)	久保新田・四ツ谷
8日(火)	西原町東・西原町西・一丁目
9日(水)	二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
10日(木)	東町・宮本町
11日(金)	八町河原・忍保
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	地区指定日に都合の悪い方
15日(火)	地区指定日に都合の悪い方

※指定日に都合の悪い方の申告日を設けてありますが混み合いますので、指定日以外でも申告を受付します。また、例年、申告初日は大変混み合い、通常よりお待ちいただくことになってしまいますので、できるだけお避けいただきますよう協力をお願いします。

○次に該当する方は、上里町役場申告会場で確定申告の受付ができないため、本庄税務署で申告してください。

- ①新規または連帯債務の場合の住宅借入金等特別控除
- ②土地・建物・株式等の譲渡所得
- ③先物所得に係る所得
- ④外国税額控除
- ⑤雑損控除または災害減免
- ⑥損失の繰越
- ⑦青色申告
- ⑧外国在住の扶養親族を扶養される方
- ⑨死亡者の確定申告
- ⑩平成26年分以前の確定申告

※その他、確定申告書の本人控えに受付印が必要な場合や、税務署での申告が適当と思われる方についても本庄税務署で申告していただく必要があります。また、消費税・贈与税・相続税の申告は、本庄税務署でお願いします。

※上里町役場での申告会場では、e-Taxを利用した確定申告はできません。

■本庄税務署での確定申告受付・相談

確定申告全般の受付・相談を行います。駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

※午後2時以降は少ない職員で対応していますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

会場	受付日	受付時間
本庄税務署 (本庄市駅南2丁目25-16)	2月16日(火)から3月15日(火) ※平日のみ受付	相談時間/午前9時～午後5時 (午前8時30分から受付)

○申告書におけるマイナンバーの記載について

今年(平成28年度(27年分))の申告書には、マイナンバーの記載は不要です。申告書には、来年(平成29年2～3月)に行う平成29年度(28年分)の申告からマイナンバーを記載することになります。

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありませんが、所得税等の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

○住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける方へ

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合は、納税通知書が送達される前までに確定申告書を提出する必要がありますのでご注意ください。

問合せ 所得税・復興特別所得税の確定申告について…本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】
町・県民税(住民税)の申告について…税務課住民税係【☎35-1221内線1131～1133】

申告に必要なもの

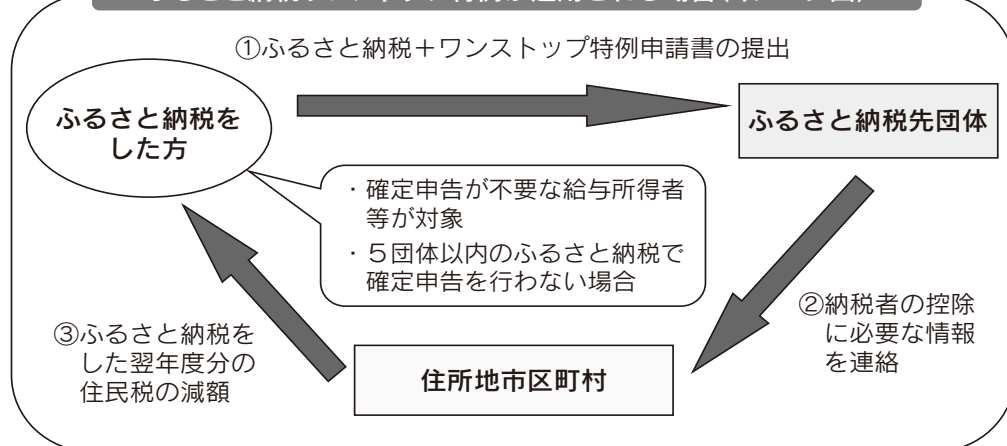
毎年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。待ち時間短縮のため、申告に必要な書類(事業(営業・農業)・不動産所得の申告をする方は「収支内訳書」、医療費控除を申告する方は「医療費の明細書」等)を必ず事前にご自身で作成してお持ちください。

なお、必要書類に不備がある場合は、一度退席され、必要書類を整えてから再度ご来場いただくこととなりますのでご了承ください。

■申告に必要なもの

対 象	必要書類等
申告者全員	印鑑(朱肉を使うもの)
	振込先口座の分かるもの (所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込まれます。)
	※税務書から申告書等が郵送されてきている場合はお持ちください。また、前年の確定申告書等の控えがある方は、そちらもお持ちください。
所得に関するもの	給与・年金所得者 源泉徴収票(コピー不可) ※源泉徴収票の住所や氏名に変更があった場合は住民票の写し(上里町役場で申告する場合は不要)
	事業(営業・農業)・不動産所得者 収支内訳書(必ず事前にご自身で作成してお持ちください。)、収入・経費が分かる書類、帳簿など
	雑・一時所得者 支払調書、収入・経費が分かる書類など
	配当所得者 支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除に関するもの	社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書、所得申告参考資料(2月上旬発送)、領収書など ※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から特別徴収されている場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。 (配偶者その他親族の控除には適用されません。)
	生命保険料控除 控除証明書
	地震保険料控除 控除証明書(平成18年12月31日までに契約した旧長期損害保険料を含む)
	医療費控除 医療費の明細書(必ず事前にご自身で作成してお持ちください。)、領収書、高額療養費などの補てん金が分かるもの、おむつ使用証明書など
	障害者控除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	配偶者特別控除 源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄附金控除 寄附金の領収書など

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合(イメージ図)



確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、確定申告や住民税の申告を行わなくても個人住民税においてふるさと納税の寄附金税額控除の適用を受けられる仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例)が導入されました(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)。

ふるさと納税
ワンストップ特例について

(注意事項)

- 次のような方等で特例の対象外の方は特例による控除を受けることができません。
寄付をしたふるさと納税分を全て含めて住民税申告や確定申告をしてください。
- ◎自営業者の方や医療費控除・住宅ローン控除等の各種控除を追加する方
 - ◎寄付先団体数が6団体以上である方
 - ◎平成27年3月31日以前にふるさと納税を行っている方

医療費控除を受ける方へ

医療費控除とは、自分や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。医療費控除を申告することにより、所得税が還付または住民税が減額になる場合があります（支払った医療費が還付される制度ではありません。）。医療費控除を申告する方は、平成27年1月1日から12月31日までに支払った金額（自己負担額）と、保険金などで補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して「医療費の明細書」を事前に作成してお持ちください。

○申告する際に必要なもの

- ・医療費の明細書
 - ・医師などが発行した領収書
 - ・医療費を補てんする保険金などの金額が分かるもの
- ※健康保険組合等から送付される「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはできません。

<記入例> 平成 27 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 上里町大字七本木〇〇〇
氏名 上里 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
上里 太郎	本人	A 病院ほか	骨折ほか	150,000	81,430
上里 花子	妻	B 産婦人科医院	出産	480,000	420,000
上里 夢	子	C 歯科医院	虫歯治療	30,000	
〃	子	D 薬局	風邪薬ほか	10,000	
上里 空	子	E 小児科医院ほか	風邪ほか	15,000	
合			計	A 685,000	B 501,430

～ 以下省略 ～

医療費控除額の計算方法

医療費控除額（最高200万円）

$$= \boxed{\text{その年中に支払った医療費の合計}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} - \boxed{\text{10万円または総所得金額等の5\% (どちらか少ない額)}}$$

※保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などです。

医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象

- ①医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ②治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ③病院、診療所、助産所、指定介護老人福祉施設へ支払った入院費、入所費
- ④治療のために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ⑤保健師、看護師、准看護師による療養上の世話を受けるために支払った費用
- ⑥助産師による分べんの介助を受けた費用
- ⑦介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分
- ⑧診療、治療、施術、分べんの介助を受けるために直接に必要なもの

控除の対象に含まれないもの(例示)

- 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用
- 健康診断の費用(人間ドックなどの健康診断の費用は控除の対象になりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、治療が開始されたときは対象となります。)
- タクシー代(病状からみて急を要する場合等を除く)や、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金
- 一般的な近視や遠視の矯正のため眼鏡等の購入費
- 親族に支払う療養上の世話の対価
- 疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入の費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)

障害者控除・医療費控除の

証明書を発行

○障害者控除対象認定書

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護2～5の認定を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。その場合は、申告時に「要介護認定・要支援認定等結果通知」の原本を提示してください。また、町および本庄税務署以外で申告される方は、申告先にあらかじめ電話等で必要書類を確認していただき、「障害者控除対象認定書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係(☎35-1243)へ申請してください。申請の際は印鑑(認印可)を持参してください。

○おむつ代の医療費控除確認書
おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、前年に「おむつ使用証明書」で控除を受けている方で、要介護認定を受けていて一定の要件を満たす方は、町が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」が代わりにとなります。「おむつ代の医療費控除確認書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係(☎35-1243)へ申請してください。申請の際は印鑑(認印可)を持参してください。

軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の税制改正により、軽自動車税の見直しが行われ、軽自動車税の税率が改正されましたが、平成27年度の税制改正により、税率の引上げ時期が1年延期され、平成28年度から次のようにそれぞれ税率が変更となります。

●原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車の税率

車種		改正前	改正後
原動機付自転車	第一種(50cc以下)	1,000円	2,000円
	第二種乙(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
	第二種甲(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー(20cc超50cc以下)	2,500円	3,700円
軽二輪	(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪	(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円



●四輪車の軽自動車の税率

(三輪車等の税率についてはお問い合わせください。)

車種			現行税率	新税率※1	重課税率※2
四輪車	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円



※1 新税率は、平成27年4月1日以後に新規に登録された車両から適用されます。

※2 平成28年度課税分から新規に登録された月から起算して13年を経過した車両は、翌年度の課税から上の表の重課税率が適用されます。つまり、平成14年以前に新規に登録された車両は、平成28年度から重課税率が適用となります。

●グリーン化特例(軽課税率)について

平成27年度中に新規に登録された一定の環境性能を有する三輪および四輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じて平成28年度の軽自動車税を1年度に限り軽減します。(三輪車等の税率については、お問い合わせください。)

車種			税率(年税額)		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

問合せ

税務課資産税係【☎35-1220】

納税相談窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆2月の開庁日

○休日(午前8時30分~正午) **2月14日(日)**

○夜間(午後8時まで) **2月25日(木)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係

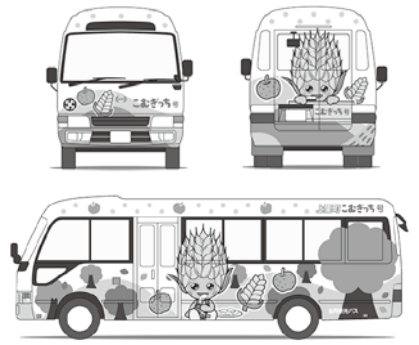
【☎35-1221(内線1121~1125)】

国民健康保険税第8期の納期限は**2月29日(月)**です。税金のお納めには納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。



「こむぎっちゃん号」運行開始!

平成28年3月1日(火)から「こむぎっちゃん号」の運行を開始します。「こむぎっちゃん号」は株式会社協同バスが運行事業者となり、町内を巡回します。運行ルートおよび時刻表については、広報2月号と同時に毎戸配布するチラシをご覧ください。たくさんの皆さまのご利用をお待ちしております。



町内巡回バス運行廃止のお知らせ

現行の町内巡回バスは、平成28年2月26日(金)をもって廃止になります。

2月29日(月)は新上里町コミュニティバス「こむぎっちゃん号」の停留所準備のため、町内巡回バスは運行しませんのでご注意ください。

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】

パブリックコメント実施中です

「上里町人口ビジョン(案)」 「上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」

町では、人口減少社会抑止と地域活性化を目指すため、町人口の将来展望等を示す「上里町人口ビジョン」および今後5年間のまち・ひと・しごと創生に係る目標・具体的施策をまとめた「上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めています。

上里町地方創生推進審議会やまちづくり会議でのご意見やアンケート結果等を踏まえ、「上里町人口ビジョン(案)」 「上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」を作成しましたので、町民の皆さまのご意見を次のとおり募集します。

問合せ…総合政策課総合政策係
【☎35-1238】

◆対象 町内在住・在勤・在学者の方

◆募集期間 2月12日(金)まで

◆資料の配布、公開場所

上里町役場総合政策課(3階)・総合窓口(1階)

※意見提出用紙は、町ホームページからダウンロードできます。

また、様式の内容を項目順にすべて記載していただければ、任意のもの(A4サイズに限る)でも提出できます。

◆意見の提出方法

「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、下記のいずれかによりご提出ください。

①直接提出 総合政策課総合政策係の窓口へ

②郵送 〒369-0392上里町役場 総合政策課総合政策係へ

③FAX 【0495-33-2429】

④Eメール sousei@town.kamisato.saitama.jp

マイナンバーに関するお知らせ

通知カードの受け取りについて

個人番号をお知らせする通知カードは、平成27年11月から郵送されています。郵送時に不在等の理由で受け取れなかった方の通知カードは、上里町役場で現在保管していますので、町民福祉課町民係窓口までお越しください。

なお、カードを受け取る際には、必要書類等をお持ちください。

○必要書類(本人確認書類)

官公署発行の写真付身分証明書を1点

(運転免許証、パスポート等)

これらを所有していない場合は

健康保険証、年金手帳などを2点

※代理人の方が受け取る場合は町民福祉課町民係までお問い合わせください。

個人番号カードの受け取りについて

個人番号カードを申請した方には、交付日時などをお知らせする交付通知書(白色のはがき)を郵送します。通知に記載された必要書類等を持参し、ご本人がお越しください。受け取りの際は、本人確認の上、暗証番号を設定していただきます。

※個人番号カードは地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が一括して作成しており、順次町へ送付されます。またカードの作成には時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

受付時間…午前8時30分～午後5時15分(土・日・休日を除く)

※日曜開庁時(2月14日(日)、午前8時30分～正午)も受け取れます。

問合せ…町民福祉課町民係【☎71-6788(直通)】